

# 兵庫県公報

平成27年5月19日 火曜日 第2697号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	8
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	8
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	14
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
<b>人事委員会公告</b>	
○ 兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施	16
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	21
<b>公安委員会告示</b>	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	21
<b>正 誤</b>	
○ 平成27年4月14日付け兵庫県公報第2687号中	22

## 告 示

### 兵庫県告示第442号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）を公益財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成27年5月19日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

##### (i) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場（所在地）	定員（人）
H27. 7. 8(水)		尼崎	101	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250

H27. 7. 9(木)	13:30 ～ 16:30	加古川	102	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H27. 7. 23(木)		豊岡	103	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1-79	150
H27. 7. 30(木)		神戸	104	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H27. 8. 20(木)		丹波	105	兵庫県立丹波の森公園 ホール 丹波市柏原町柏原5600	300
H27. 8. 24(月)		三木	106	兵庫県広域防災センター兵庫県消防学校2F講堂 三木市志染町御坂1-19	200
H27. 8. 26(水)		姫路	107	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H27. 10. 27(火)		明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H28. 2. 5(金)		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H27. 9. 16(水)	13:30 ～ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H27. 10. 8(木)		高砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H27. 10. 14(水)		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H27. 10. 16(金)		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H27. 11. 4(水)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H27. 7. 10(金)		姫路	301	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H27. 7. 17(金)		神戸	302	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

H27. 7. 22(水)	13:30 ～ 16:30	尼 崎	303	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H27. 7. 29(水)		高 砂	304	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H27. 8. 4(火)		加古川	305	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H27. 8. 6(木)		西 宮	306	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール 西宮市池田町11-1	240
H27. 8. 7(金)		相 生	307	相生市民会館 中ホール 相生市旭1丁目19番33号	200
H27. 8. 28(金)		宝 塚	308	宝塚商工会議所 ソリオ2(6階) 多目的ホール 宝塚市栄町2-1-2	100
H27. 9. 4(金)		神 戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H27. 10. 2(金)		川 西	310	川西市みつなかホール 文化サロン 川西市小花2-7-2	100
H27. 10. 22(木)		尼 崎	311	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H27. 10. 23(金)		たつの	312	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永地先	300
H27. 11. 6(金)		神 戸	313	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H27. 11. 11(水)		市 川	314	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H27. 11. 17(火)		加古川	315	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H27. 12. 1(火)		明 石	316	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H28. 2. 4(木)		伊 丹	317	伊丹シティホテル 光琳の間 伊丹市中央6-2-33	250
H28. 2. 10(水)		尼 崎	318	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H28. 2. 17(水)	姫 路	319	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350	
H28. 2. 19(金)	神 戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
H27. 7. 21(火)		三 田	401	三田駅前一番館(キッピーモール) 多目的ホール 三田市駅前町2-1	180

H27. 8. 19(水)	13:30 ～ 16:30	洲 本	402	洲本市文化体育館 会議室1 A 洲本市塩屋1—1—17	140
H27. 9. 3(木)		宍 粟	403	宍粟防災センター 5 F ホール 宍粟市山崎町鹿沢65番地 3	100
H27. 9. 30(水)		新温泉	404	新温泉町文化体育館 夢ホール 美方郡新温泉町湯990—8	120
H27. 10. 6(火)		加 東	405	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369—1	200
H27. 11. 5(木)		尼 崎	406	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2—6—68	250
H27. 11. 27(金)		豊 岡	407	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1—79	150
H27. 12. 3(木)		加 東	408	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369—1	200

## 2 講習科目及び時間

### (1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

### (2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）

ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

## 3 受講対象者

### (1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者（ただし、平成25年度又は平成26年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者（免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。）を除く。）

イ 平成24年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者（ただし、平成25年度又は平成26年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）

ウ 平成24年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者（ただし、平成25年度又は平成26年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）

### (2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

## 4 受講申請手続

### (1) 提出書類

受講申請書

平成27年4月下旬から県内の各消防本部（局）及び消防署等、公益財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課、神戸県民センター及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

### (2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階  
公益財団法人兵庫県危険物安全協会

### (3) 提出期限

各講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、必ず特定記録郵便によることとする。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円相当額の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に貼り付けること。また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、定員の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更（欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。）は、平成27年度内の講習日への変更に限り認める。変更にあたっては、事前に次の問合せ先(1)に連絡すること。

5 講習についての問合せ先

(1) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会

電話 (078) 333-8032

(2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課消防班

電話 (078) 341-7711 内線3418



兵庫県告示第443号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

明石工場事務所長 前 田 清 明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社明石工場

明石市川崎町1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、No.2)	
能	力	63,000m <sup>3</sup> /時・基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～19時 9.6時間		
使用時間の季節的変動の概要	夏期7.6時間、冬期9.6時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7～8	7～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,000
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	100

最大の値	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0/基	7/基

備考 汚水等は外部委託処理するとともに、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 5月19日から同年 6月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第444号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 名古屋 守
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
和光純薬工業株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設	
能	力	35m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2~10	2以下、10以上
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20,000	30,000以上

染状態の通常 の値及び 最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	—	—
	リン含有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.06	0.07

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 5月19日から同年 6月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第445号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本山村硝子株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島5番  
工場長 渡辺 泰弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本山村硝子株式会社播磨工場  
加古郡播磨町新島5番
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	120本/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7~8	7~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	8
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	10

染状態の通常 の値及び 最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	5	10
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	2	5
	リン含有 量 (単位 mg/L)	1	3
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		80	125

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 5月19日から同年 6月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第446号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
三田市駅前町1003番、1004番、1005番、1006番、1007番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第447号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲  
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
姫路市家島町真浦590—7  
家島観光事業組合  
組合長 岡部 賀胤
- 4 委託年月日  
平成27年 4月 1日
- 5 徴収の方法  
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。

公 告

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機



構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
第25号	株式会社 こうべファーム	神戸市北区長尾町上津3546	神戸市北区長尾町上津字塚ヶ坪 5831番ほか10筆
第26号	農事組合法人 十倉営農組合	三田市十倉349番地	三田市十倉字スヤ210番2ほか95筆
第27号	田村 康幸	三田市天神町2丁目1-16 401 号	三田市須磨田字下三合淵787番1ほ か2筆
第28号	原田 真司	三田市大原1588-1 トーカンマン ション新三田C棟1013	三田市尼寺字上角1337番ほか4筆
第29号	恩地 利実	三田市天神3-16-13	三田市下深田字ダイ491番
第30号	農事組合法人 八幡営農組合	加古川市八幡町船町16	加古川市八幡町字荒尾310番2ほか 458筆
第31号	株式会社 エコファーム	神戸市西区岩岡町野中564-5	加古川市八幡町野村字坂ノ下808番 9ほか66筆
第32号	花房 正幸	加古川市八幡町中西条173-1	加古川市八幡町中西条字西ノ脇301 番1ほか48筆
第33号	松井 義輝	加古郡稲美町加古3137-2	加古川市八幡町上西条字池ノ向438 番6ほか5筆
第34号	株式会社 中新田営農組合	加古郡稲美町加古2597-2	加古郡稲美町加古字見谷東9634番 ほか6筆
第35号	農事組合法人 野寺営農	加古郡稲美町野寺966番地	加古郡稲美町野寺字出晴776番ほか 49筆
第36号	大西 良忠	加古郡稲美町野寺1050-126	加古郡稲美町野寺字上南岡100番4 ほか23筆
第37号	農事組合法人 西横田営農組合	加西市西横田町145	加西市西横田町字堂ノ下352番2ほ か114筆

27

第38号	農事組合法人 別府東営農組合	加西市別府町2260—1	加西市別府町字寺田甲1965番ほか 250筆
第39号	農事組合法人 河内町営農組合	加西市河内町644—2	加西市河内町字山王前666番2ほか 311筆
第40号	農事組合法人 玉野町営農組合	加西市玉野町1348番地	加西市玉野町字天川1377番ほか4 筆
第41号	藤原 弘良	加東市吉馬1588番地1	加東市上中字田中915番
第42号	上石 芳裕	加東市上田498	加東市上田字三代方147番ほか1筆
第43号	株式会社 岡本営農互助会	加東市岡本281—1	加東市岡本字谷田133番1ほか9筆
第44号	山本 茂和	加東市家原766番1	加東市家原字堂ノ本395番ほか3筆
第45号	井上 実	加東市西古瀬267	加東市西古瀬字郷ノ元915番ほか3 筆
第46号	臼井 保	加東市木梨659—1	加東市木梨字北浦ノ中489番ほか1 筆
第47号	臼井 孝	加東市木梨762	加東市木梨字向井田881番ほか2筆
第48号	株式会社 玄米家	加東市牧野1871—9	加東市牧野字中ノカチ12番ほか5 筆
第49号	加古 直也	加東市上中2丁目16番地県住上中 団地1—402号	加東市西垂水字観音寺53番1ほか 10筆
第50号	陰山 英利	加東市河高1190	加東市河高字長平田1111番ほか1 筆
第51号	藤井 英樹	加東市河高2093	加東市河高字宮ノ下2073番1ほか 1筆
第52号	藤井 宏	加東市河高2470—3	加東市河高字小谷2619番ほか3筆
第53号	安井 寿明	加東市藪425	加東市藪字兵ケ平414番ほか2筆
第54号	株式会社 こうせつ・たなか	加東市天神194	加東市岩屋字フケ184番ほか3筆
第55号	井上 忠和	加東市中古瀬361	加東市中古瀬字経塚138番ほか3筆

第56号	農事組合法人 曾我宮農組合	加東市曾我317	加東市吉馬字鍋子1821番ほか124筆
第57号	都倉 秀昭	加東市秋津495	加東市秋津字森ノ越407番1ほか1筆
第58号	宮脇 明	加東市松沢302	加東市松沢字横山ノ下98番1ほか5筆
第59号	藤本 一信	加東市山国942—1	加東市山国字ノ田499番ほか2筆
第60号	稲坂 千之	加東市高岡1098	加東市高岡字青ノ山2060番ほか6筆
第61号	株式会社 玄米家	加東市牧野1871—9	加東市吉馬字行人塚980番ほか5筆
第62号	農事組合法人 エコファーム多田	多可郡多可町加美区多田564	多可郡多可町加美区多田字林寺1066番ほか2筆
第63号	篠原 正男	多可郡多可町中区牧野652	多可郡多可町中区牧野字上野508番68ほか3筆
第64号	農事組合法人 いわべ宮農組合	姫路市香寺町岩部64番地1	姫路市香寺町溝口字焼殿1027番ほか102筆
第65号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町香呂字若宮277番1ほか120筆
第66号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町矢田部字中ノ坪70番1ほか84筆
第67号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町土師字北平田439番1ほか158筆
第68号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町犬飼字長戸934番ほか114筆
第69号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町行重字村西220番4ほか130筆
第70号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町恒屋字奥荒木653番ほか198筆
第71号	株式会社 アグリ香寺	姫路市香寺町田野28番地	姫路市香寺町相坂字コフ谷744番1ほか267筆
第72号	株式会社 グリーンひょうご西	姫路市船津町5275番地10	姫路市飾磨町小原字榎ノ木691番ほか67筆
第73号	株式会社 グリーンひょうご西	姫路市船津町5275番地10	姫路市山田町西山田字フチガ坪264番1ほか114筆

第74号	有限会社 福永農産	姫路市船津町5247番地14	姫路市飾東町八重畑字村下1472番 ほか33筆
第75号	沖 洋和	赤穂市折方1001番地 3	赤穂市福浦字川東南4108番ほか19 筆
第76号	西村 拓也	豊岡市気比2500	豊岡市伏字小田770番
第77号	鎌田 頼一	豊岡市京町10—12	豊岡市清冷寺字出口1492番 2
第78号	中嶋 敏博	豊岡市出石町上村216	豊岡市出石町上村字柱谷593番
第79号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525番地の 1	豊岡市百合地字新田1505番ほか108 筆
第80号	農事組合法人 河谷営農組合	豊岡市河谷38番地	豊岡市百合地字セリノ 346番ほか10 筆
第81号	農事組合法人 河谷営農組合	豊岡市河谷38番地	豊岡市河谷字町井295番 1 ほか105筆
第82号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133番地の 1	豊岡市河谷字セリノ 350番 1 ほか21 筆
第83号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525番地の 1	豊岡市立野字下宮道1187番ほか21筆
第84号	中谷 農事組合法人	豊岡市中谷133番地の 1	豊岡市立野字渡シ田1092番ほか 2 筆
第85号	森田 強	豊岡市上陰401番地	豊岡市立野字九反庄1061番ほか 1 筆
第86号	大木 佐喜夫	豊岡市梶原642番地	豊岡市立野字三ノ坪854番ほか12筆
第87号	池田 尋子	豊岡市立野 8 番18号	豊岡市立野字高野田868番ほか10筆
第88号	有限会社 朝日農事	豊岡市下鶴井989番地	豊岡市立野字下宮道1181番ほか 7 筆
第89号	齊藤 仁孝	洲本市五色町鮎原南谷502	洲本市五色町鮎原南谷字石田436番 1 ほか 4 筆
第90号	南 武志	洲本市五色町鮎原南谷191	洲本市五色町鮎原南谷字栢ノ木694 番ほか 9 筆
第91号	柏木 孝之	洲本市五色町鮎原南谷143	洲本市五色町鮎原南谷字長戸141番 1 ほか 6 筆

第92号	笹田 守	洲本市五色町鮎原三野畑545	洲本市五色町鮎原南谷字齋田714番 ほか6筆
第93号	増田 健治	南あわじ市賀集野田132番地 1	南あわじ市賀集野田字西ノ袖23番 1 ほか4筆
第94号	株式会社 五斗長営農	淡路市黒谷1499—1	淡路市黒谷字灰屋1338番ほか94筆
第95号	柚原 正和	淡路市尾崎2512	淡路市尾崎字柚ヶ原2432番ほか8筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成27年 5月19日から同年 6月 2日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス和田山店  
所在地 朝来市和田山町桑原557ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年12月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,871平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

80台

(2) 駐輪場の収容台数

22台

- (3) 荷さばき施設の面積

50平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量

14.1立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

## 8 届出年月日

平成27年 4月17日

## 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

- (2) 縦覧期間

平成27年 5月19日から 4 月間

## 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成27年 9月19日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 5月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コムボックス明舞

所在地 明石市松が丘二丁目 3 番 3

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目 3 番23号

代表者の氏名 佐 藤 隆

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

|                  |      |         |
|------------------|------|---------|
| 小売業を行う者の氏名又は名称   | 開店時刻 | 閉店時刻    |
| イオンマーケット株式会社 外3者 | 午前9時 | 午後9時45分 |

イ 変更後

|                  |         |         |
|------------------|---------|---------|
| 小売業を行う者の氏名又は名称   | 開店時刻    | 閉店時刻    |
| イオンマーケット株式会社 外3者 | 午前6時30分 | 午後9時45分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

|        |                  |
|--------|------------------|
| 駐車場    | 利用可能な時間帯         |
| 駐車場①、② | 午前8時30分から午後10時まで |

イ 変更後

|        |               |
|--------|---------------|
| 駐車場    | 利用可能な時間帯      |
| 駐車場①、② | 午前6時から午後10時まで |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年4月17日

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年4月17日

5 届出年月日

平成27年4月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年5月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年9月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。  
平成27年5月19日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第5号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第26号）附則第1項ただし書に規定する管理規程で定める日は、平成27年7月1日とする。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

**兵庫県選挙管理委員会告示第37号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 5月19日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表加西市の項中

「

|           |                |
|-----------|----------------|
| ケアハウス 香楽園 | 同 市鶴野町字東中条1750 |
|-----------|----------------|

」

を

「

|                |                |
|----------------|----------------|
| ケアハウス 香楽園      | 同 市鶴野町字東中条1750 |
| 特別養護老人ホーム なごやか | 同 市下宮木町512     |

」

に改める。

**人 事 委 員 会 公 告**

**兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施**

兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験を次のとおり実施する。

平成27年 5月19日

兵庫県人事委員会

1 行政A（大卒程度）

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                      | 採用予定人員                                                | 受験資格                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
|---------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------|-------------------------------------------------------|
| ア 一般事務職                   | 65名程度                                                 | 1 年齢制限<br>次のいずれかに該当する者とする。<br>(1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（平成28年4月1日現在で22歳から30歳までの者）<br>なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| イ 警察事務職                   | 10名程度                                                 |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| ウ 教育事務職                   | 24名程度                                                 |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| エ 児童福祉司                   | 2名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| オ 農学職                     | 8名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| カ 林学職                     | 4名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| キ 水産職                     | 1名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| ク 環境科学職                   | 2名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| ケ 総合土木職                   | 20名程度                                                 |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| コ 建築職                     | 6名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| サ 機械職                     | 1名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| シ 電気職                     | 1名程度                                                  |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| ス 小中学校事務職<br>(市町組合立小中学校等) | 22名程度                                                 |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
|                           |                                                       |                                                                                                                        | <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（平成28年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 年齢 | 児童福祉司 | 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（平成28年4月1日現在で22歳から34歳までの者） |
| 職種                        | 年齢                                                    |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
| 児童福祉司                     | 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（平成28年4月1日現在で22歳から34歳までの者） |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |
|                           |                                                       | (2) 平成6年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者<br>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業する見込みの者                      |                                                                                                                                                                                           |    |    |       |                                                       |



|           |              | <p>イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 資格<br/>次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。<br/>なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">職種</th> <th style="width: 70%;">任用資格</th> </tr> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環 境 科 学 職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </table> | 職種 | 任用資格 | 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格 | 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |
|-----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 職種        | 任用資格         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |      |           |            |           |              |
| 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |      |           |            |           |              |
| 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |      |           |            |           |              |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 日本国籍を有しない者

(児童福祉司、農学職、林学職、水産職、環境科学職、機械職、電気職及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。)

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

| 区分     | 試験日                                | 試験会場                                                       |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 筆記試験   | 平成27年6月28日（日）                      | 兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>兵庫県立神戸高塚高校 |
| 1次面接試験 | 平成27年7月13日（月）から同月24日（金）までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                       |
| 最終面接試験 | 平成27年8月10日（月）から同月28日（金）までのうち指定する1日 |                                                            |

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(7) 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式（一部選択解答制）により試験を行う。

(4) 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式（一部の職種で選択解答制）により試験を行う。

(7) 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験（個別面接及び集団討論）の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

平成27年 7月 6日（月）午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験

平成27年 8月 3日（月）午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験

平成27年 9月 4日（金）午後 3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「行政A（大卒程度）請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000065.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000065.html)

イ 申込方法

(7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成27年 6月22日（月）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

(4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成27年 6月18日（木）頃に発送する。

ウ 受付期間

(7) インターネットによる場合

平成27年 5月25日（月）午前9時から同年 6月 8日（月）午後5時まで（受信有効）

(4) 郵送による場合

平成27年 5月25日（月）から同年 6月 8日（月）まで（消印有効）

(7) 持参による場合

平成27年 5月25日（月）から同年 6月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 資格免許職

(1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種  | 採用予定人員 | 受験資格                                                     |
|-------|--------|----------------------------------------------------------|
| ア 保健師 | 4名程度   | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、保健師の免許取得者又は取得見込みの者 |
| イ 栄養士 | 3名程度   | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、栄養士の免許取得者又は取得見込みの者 |

|             |       |                                                              |
|-------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| ウ 薬剤師       | 17名程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、薬剤師の免許取得者又は取得見込みの者     |
| エ 臨床検査技師    | 13名程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、臨床検査技師の免許取得者又は取得見込みの者  |
| オ 診療放射線技師   | 7名程度  | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、診療放射線技師の免許取得者又は取得見込みの者 |
| カ 精神保健福祉相談員 | 2名程度  | 昭和60年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で30歳以下）で、精神保健福祉士の免許取得者又は取得見込みの者 |
| キ 医療福祉相談員   | 1名程度  | 昭和56年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で34歳以下）で、社会福祉士の免許取得者又は取得見込みの者   |
| ク 理学療法士     | 6名程度  | 昭和56年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で34歳以下）で、理学療法士の免許取得者又は取得見込みの者   |
| ケ 作業療法士     | 6名程度  | 昭和56年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で34歳以下）で、作業療法士の免許取得者又は取得見込みの者   |
| コ 言語聴覚士     | 1名程度  | 昭和56年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で34歳以下）で、言語聴覚士の免許取得者又は取得見込みの者   |
| サ 臨床工学技士    | 7名程度  | 昭和56年4月2日以降に生まれた者（平成28年4月1日現在で34歳以下）で、臨床工学技士の免許取得者又は取得見込みの者  |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

| 区分     | 試験日                                | 試験会場                                                       |
|--------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 筆記試験   | 平成27年6月28日（日）                      | 兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>兵庫県立神戸高塚高校 |
| 1次面接試験 | 平成27年7月21日（火）から同月31日（金）までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                       |
| 最終面接試験 | 平成27年8月14日（金）から同月28日（金）までのうち指定する1日 |                                                            |

## (3) 試験の方法

## ア 筆記試験

各職種に必要な専門的知識について択一式及び記述式により試験を行う。

## イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

## (7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

## (4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験を個別面接の方法により行う。

## (4) 合格者の発表

## ア 筆記試験

平成27年 7月14日 (火) 午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

## イ 1次面接試験

平成27年 8月 7日 (金) 午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

## ウ 最終面接試験

平成27年 9月 4日 (金) 午後 3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

## (5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「資格免許職請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/shikakumennkyo.html>

## イ 申込方法

## (7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成27年 6月22日(月)頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

## (4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要な事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成27年 6月18日(木)頃に発送する。

## ウ 受付期間

## (7) インターネットによる場合

平成27年 5月25日(月)午前9時から同年 6月 8日(月)午後5時まで(受信有効)

## (4) 郵送による場合

平成27年 5月25日(月)から同年 6月 8日(月)まで(消印有効)

## (4) 持参による場合

平成27年 5月25日(月)から同年 6月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## 3 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成29年 3月31日まで有効とする。

## 4 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

### 但馬海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成27年 5月19日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第66号
- 2 指示事項  
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成27年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間  
平成27年5月19日から同年6月30日まで

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第157号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年 5月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 塚 本 哲 夫

- 1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所  
駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

| 区 分   | 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日         | 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所         |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|       | 駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日 |                                   |
| 第 1 回 | 平成27年 7月14日（火）及び同月15日（水）          | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|       | 平成27年 7月22日（水）                    |                                   |
| 第 2 回 | 平成27年 7月16日（木）及び同月17日（金）          | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|       | 平成27年 7月24日（金）                    |                                   |

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時10分から午前10時10分までとする。

- 2 受講定員  
第1回及び第2回の受講定員はそれぞれ75人とする。
- 3 受講手續  
(i) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、

横の長さ2.4センチメートルのもの)

(2) 申込期間

ア 平成27年 5月29日（金）から同年 6月12日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分。

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合又は申込者数により区分を指定することがある。

(5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 受講に関する問合せ先

(1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課  
電話 (078) 341-7441 内線5153、5154

(2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。

正 誤

○平成27年 4月14日付け（兵庫県公報第2687号）  
兵庫県告示第359号（公有水面埋立工事のしゅん功認可）中

| (ページ) | (行)   | (誤)             | (正)             |
|-------|-------|-----------------|-----------------|
| 8     | 上から10 | 12,069,36平方メートル | 12,069.36平方メートル |